



年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。

施設名	12月				1月				
	28日 (土)	29日 (日)	30日 (月)	31日 (火)	1日 (水)	2日 (木)	3日 (金)	4日 (土)	5日 (日)
市役所本庁、各支所(※1)	休み								
サン・シープラザ		休み							
本郷・久井・大和保健福祉センター	休み								
芸術文化センター ポポロ		休み							
児童館		休み							
市民福祉会館		休み							
リージョンプラザ		休み							
大和勤労福祉センター		休み							
三原市・本郷・大和人権文化センター	休み								
中央・本郷・久井・大和図書館	休み								
三原市・久井歴史民俗資料館	休み								
中央公民館、各公民館・コミュニティセンター	休み								
地域学習センター(さざなみ学校)	休み								
本郷生涯学習センター、くい文化センター、大和文化センター	休み								
やまみ三原運動公園	年末・年始も開園(※2)								
久井運動公園		休み							
白竜湖スポーツ村公園		休み							
北方グラウンド・ゴルフ場	休み						無料開放	無料開放	
清掃工場、不燃物処理工場(※3)				休み					
ストックヤード(清掃工場内)	休み								
斎場(三原市斎場・やすらぎ苑・西和苑)					休み				

※1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁1階、または各支所の警備室で受け付けます。

※2 12月30日(月)～1月3日(金)は開園時間が8時～17時(1月1日(水)は13時～17時)となります。

※3 詳しくはかんきょうカレンダーで確認してください。問い合わせは環境管理課(☎0848・63・1210)へ。

市議会定例会が 開催されます

次の日程で、12月定例会の開催が予定されています。

市議会は公開しています。傍聴は会議当日、議事堂で受け付けます。

所議事堂(市役所本庁7階)

定本会議45人、各委員会15人程度
※定員を超えた場合、入場できないことがあります。

と き	内 容
3日(火)	本会議:開会
5日(木)・6日(金)	本会議:一般質問
9日(月)	本会議:一般質問予備日
10日(火)	総務財務委員会
11日(水)	厚生文教委員会
12日(木)	経済建設委員会
13日(金)	補正予算特別委員会
17日(火)	本会議:閉会

市議会事務局

☎0848・67・6137



車で市役所本庁舎に来庁するときは市営駐車場を利用してください

閩総務課

☎0848・67・6022

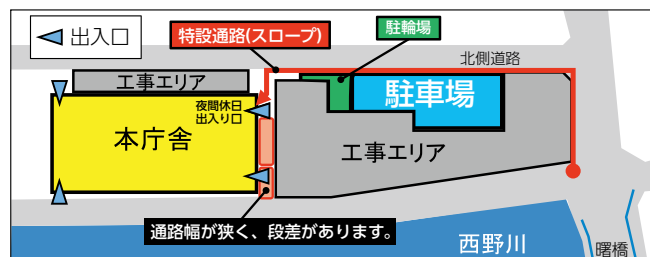
市役所本庁舎の外構・駐車場整備工事に伴い、本庁舎駐車場に駐車できる台数が少なくなっています。大変混雑しますので、車で来庁するときは市営円一町駐車場・市営帝人通り駐車場を利用してください。

市役所利用者は入庫後2時間まで無料です。本庁舎1階の総合案内コーナーで手続きが必要ですので、駐車券を持って来庁してください。



庁舎へは北側の特設通路(スロープ)を利用してください

工事の影響で、庁舎南側の道路(西野川沿い)から正面玄関へと続く通路の幅は狭く、段差があります。庁舎北側に特設通路(スロープ)を設けていますので、そちらを利用してください。



工事は来年3月末まで続きます

新庁舎の周辺では来年3月末まで外構・駐車場整備工事などが続きます。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年度固定資産税

償却資産の申告を忘れずに!

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が義務付けられています。申告の漏れや誤りのないよう確認してください。今月中に申告書が届かないときは連絡してください。

申告期間 来年1月6日(月)～1月31日(金)

提出先 資産税課、各支所

対象となる償却資産

- ・法人税や所得税の損金、または必要経費に算入される減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個人、法人が所有するものを含む)
- ・減価償却済みの資産
- ・テナント入居者などが事業用として取り付けた内装や設備

※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。

閩資産税課(市役所本庁2階) ☎0848・67・6039

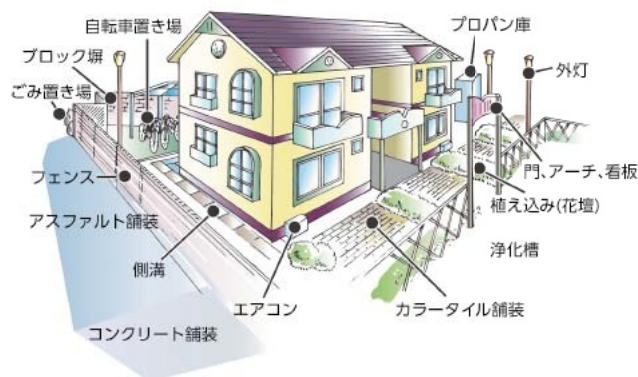
●償却資産の实地調査を行なっています

申告の漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を対象に实地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがあります。

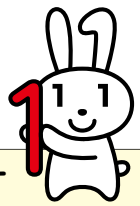
※申告に漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額更正を過年度に遡及することとなります。

※虚偽の申告や不申告、調査拒否には、罰則が設けられています。

【例】アパート経営の主な償却資産



住民票・マイナンバーカードなどに旧姓を併記できます



住民票・マイナンバーカードなどに旧姓(旧氏)を併記できるようになりました。これにより結婚などで姓が変わった場合でも、住民票などで旧姓を証明することができます。併記するには窓口での手続きが必要です。

併記の対象となるもの 住民票、マイナンバーカード(通知カード)、印鑑登録証明書、公的個人認証サービスの署名用電子証明書

※手続きすると対象となるものの全てに旧姓(旧氏)が併記されます。

受付場所 市民課、各支所

用 請求書(受付場所、市印に用意)、旧姓(旧氏)が記載された戸籍謄本など(※1)、本人確認書類、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード

※1 併記を希望する旧姓(旧氏)から現在の姓(氏)に至るまでの全ての戸籍謄本などが必要です。

☎市民課(市役所本庁1階) ☎0848・67・6047

こんなときに役立ちます

こんなときに!
各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場で、その証明に使えます。

こんなときに!
就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!

防犯・防災・火災情報があなたの携帯・スマホに届く市メール配信システムに登録を

市メール配信システムに登録すると、携帯電話・スマートフォンに防犯・防災・火災情報、行方不明高齢者情報が届きます。携帯電話・スマートフォンから直接登録できます。次の手順で登録してください。

☎生活環境課 ☎0848・67・6179

●メールの例(防犯情報)

件名: 還付金詐欺に注意してください
本文: 市内で還付金詐欺と疑われる電話が相次いでいます。不審な電話がかかってきたらすぐに電話を切り、家族や警察に相談してください。

登録の手順

①空メールの送信

[mihara@xpressmail.jp]へ空メール(件名、本文は入力せずに)を送信します。

宛先	mihara@xpressmail.jp
件名	
本文	

②登録用アドレスの選択

登録用アドレスを選択し、利用規約を確認後に「同意」ボタンを押してください。

件名: 登録・削除・変更について
■新規登録または変更される方
次のアドレスにアクセスしてください。
http://fr.xpressmail.jp/sb/register/?q=****srQsfx2VbxJcW
■削除される方
下記アドレスを選択して、空メールを送信してください。
mihara-d@xpressmail.jp

③希望する情報の選択

希望する情報を選択し、「確認」ボタンを押してください。

三原市メール配信サービス 登録・変更画面

メールアドレス	000@000.ne.jp
配信希望情報	<input type="checkbox"/> 防犯情報 <input type="checkbox"/> 火災情報 <input type="checkbox"/> 災害情報 <input type="checkbox"/> 徘徊SOS

確認

④登録の完了

確認画面が表示されます。内容を確認し、「登録」ボタンを押してください。

※①のアドレスを入力する代わりに、次の2次元コードが利用できます。



※登録は無料ですが、メールの送受信やインターネットの画面表示に伴う通信料などは登録者の負担になります。



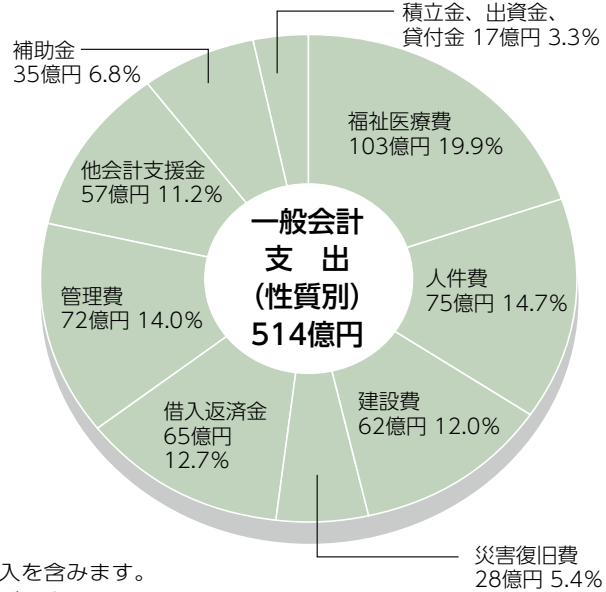
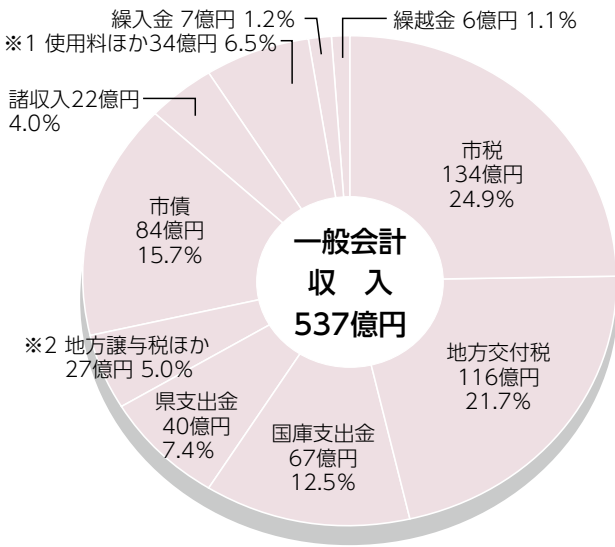
●平成30年度の決算状況

会計	収入 (A)	支出 (B)	平成31年度に使うことが決まっている経費 (C)	収支 (A-B-C)
一般会計	537億円	514億円	18億円	5億円
特別会計	272億円	261億円	1億円	10億円
合計	809億円	775億円	19億円	15億円

平成30年度の決算

平成30年度は平成29年度に引き続き、一般会計、特別会計とも赤字ではありませんでした。

市の家計簿を見てみよう！平成30年度の決算についてお知らせします！



※1 使用料ほか…手数料、分担金、負担金、寄付金、財産収入を含みます。
 ※2 地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特例交付金などを含みます。

●市の財政を家計に例えると？

1カ月当たり31万5千円※を支出する家計に置き換えると、市の収入と支出の状況は次のとおりです。

※平成30年総務省家計調査による平均消費支出から。

収入の内訳

市の収入項目	家計の収入項目	金額
市税	給料	82,062円
地方交付税、国・県支出金、地方譲与税ほか	親からの援助	153,514円
市債	借入金	51,584円
諸収入、使用料ほか	副業の収入	34,325円
繰入金	貯金の取り崩し	4,006円
繰越金	前月の残り	3,687円
合計		329,178円

支出の内訳

市の支出項目	家計の支出項目	金額
福祉医療費	医療費	62,794円
人件費	食費	46,196円
建設費	家具購入費や車購入の頭金	37,723円
災害復旧費	災害からの復旧・修繕費	17,046円
借入返済金	ローン返済金	40,068円
管理費	光熱水費や家の補修費	44,058円
他会計支援金	子どもへの仕送り	35,148円
補助金	保険の掛金など	21,465円
積立金、出資金、貸付金	貯金や友人への貸し付け	10,502円
合計		315,000円
収入-支出		14,178円



収入から支出を引くと黒字になっておるが、収入に占める給料(市税)の割合は約25%しかなく、約半分は親からの援助(地方交付税など)で賄われている状況じゃ。

支出は、医療費(福祉医療費)、食費(人件費)、ローン返済金(借入返済金)が約半分を占めておる。豪雨災害の影響で復旧・修繕に要する支出(災害復旧費)もあったぞ。

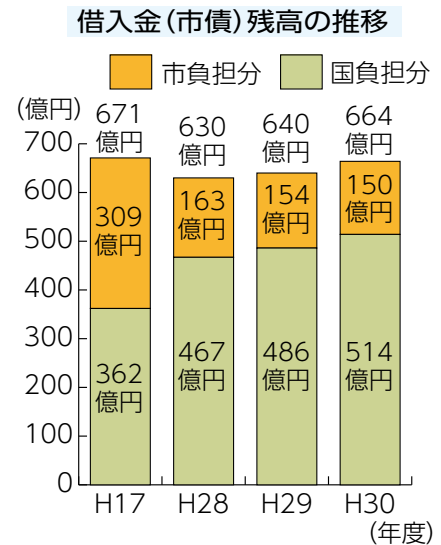
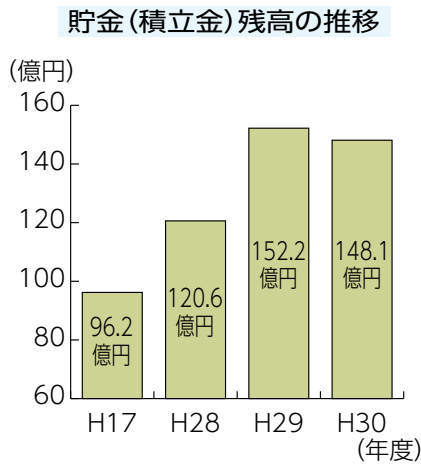
収入から支出を引いた繰越金は14,178円となっておるが、そのほとんどは使い道が決まっておるので、家計は厳しい状況じゃ。皆さんの家計と比べてみてはどうかの？

問財政課 ☎0848・67・6028

●貯金(積立金)と借入金(市債)の残高

減債基金や大規模事業基金を取り崩したことなどにより、貯金の残高は平成29年度に比べて約4億円減少しています。

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業などのために借入れをしたことにより、借入金残高は平成29年度に比べて24億円増加していますが、市負担分は4億円減少しています。



※平成17年度の国と市それぞれの負担額は、現行制度の算定方法に準じて算出しています。

●健全化判断比率と資金不足比率で見る市の財政状況

健全化判断比率・資金不足比率とは、自治体の財政破綻を未然に防ぐために国が定めた基準で、この比率でその自治体の財政の健全性を判断することができます。

市の平成30年度決算では、全ての項目で基準をクリアしており、財政は健全な状態にあるといえます。

健全化判断比率	平成30年度決算数値	早期健全化基準 (財政が破綻寸前であることを示す国の基準値)	財政再生基準 (財政が破綻していることを示す国の基準値)
実質赤字比率 (一般会計などの赤字比率)	- (赤字なし)	11.98%	20.00%
連結実質赤字比率 (上下水道などを含む全会計の赤字比率)	- (赤字なし)	16.98%	30.00%
実質公債費比率 (収入に対する借金返済額の比率)	6.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率 (収入に対する借金残高などの比率)	36.5%	350.0%	-

資金不足比率	平成30年度決算数値	経営健全化基準 (財政が破綻寸前であることを示す国の基準値)
(上下水道など公営企業の赤字比率)	- (赤字なし)	20.0%

※各指標の計算式など、詳しくは市ホームページで公開しています。

平成31年度上半期の市の財政状況をお知らせします(令和元年9月30日現在)

●予算の執行状況

会計	予算額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計	602億4,791万9千円	222億9,244万6千円	37.0%	208億6,809万5千円	34.6%
特別会計	275億4,153万1千円	97億2,001万3千円	35.3%	101億6,406万円	36.9%
合計	877億8,945万円	320億1,245万9千円	36.5%	310億3,215万5千円	35.3%

●市が保有する財産の現在高

財産	現在高	
土地(地積)	8,261,142.37㎡	
建物(延床面積)	483,671.94㎡	
基金	一般会計	148億128万6千円
	特別会計	36億4,161万7千円

●水道事業の経営状況

上半期は、収益15億5,245万5千円、費用12億7,644万2千円で差し引き2億7,601万3千円の利益が出ました。



市職員の給与などをお知らせします

市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法に基づき、市の条例・規則で定められています。給与などについて、主な内容をお知らせします。

☎職員課

☎0848・67・6024

1 特別職の給料など

区分		平成30年度		平成29年度	
		給料・報酬(月)	期末手当(年)	給料・報酬(月)	期末手当(年)
特別職	市長	94万3千円	4.45月分	94万3千円	4.40月分
	副市長	74万4千円		74万4千円	
議員	議長	53万円		53万円	
	副議長	47万5千円		47万5千円	
	議員	42万8千円		42万8千円	

3 一般行政職の平均給料月額および平均年齢 (各年4月1日現在)

区分	平成31年	平成30年
平均給料月額	318,400円	318,100円
平均年齢	41.9歳	41.9歳

4 一般行政職の初任給(各年4月1日現在)

区分	平成31年	平成30年
大学卒(上級)	187,200円	185,800円
大学卒	180,700円	179,200円
高校卒	153,000円	151,500円

2 職員の給与(一般会計決算)

区分	平成30年度	平成29年度	
職員数(A)	835人	833人	
給与費	給料	30億2,882万6千円	30億5,473万7千円
	職員手当	8億4,182万7千円	7億1,561万8千円
	期末・勤勉手当	12億4,729万4千円	12億3,248万円
	給与費計(B)	51億1,794万7千円	50億283万5千円
1人当たりの給与費(B/A)	612万9千円	600万6千円	

5 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主任主事 主任技師	主査 専門員	課長補佐 係長	次長 課長	部長 参事	
職員数	55人	46人	182人	39人	100人	49人	12人	483人
構成比	11.4%	9.5%	37.7%	8.1%	20.7%	10.1%	2.5%	100%

※職員数は、職務区分による一般行政職の人数(税務職43人、看護・保健職30人、福祉職76人、消防職167人、企業職40人、技能労務職27人、幼稚園教諭27人、指導主事10人を除く)。

7 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	職員数(人)		対前年 増減(人)	
	平成31年	平成30年		
一般行政部門	議会	7	7	0
	総務	160	156	+4
	税務	43	44	-1
	民生	157	155	+2
	衛生	66	68	-2
	労働	0	0	0
	農水	28	28	0
	商工	19	20	-1
	土木	89	88	+1
小計	569	566	+3	
特別行政部門	教育	95	103	-8
	消防	169	169	0
	小計	264	272	-8
普通会計計	833	838	-5	
公営企業部門など	水道	40	40	0
	その他	30	30	0
	小計	70	70	0
合計	903	908	-5	

※職員数は地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員は除きます。

6 職員手当の状況 ※水道事業会計を除く。

区分		平成30年度	平成29年度
扶養手当	支給総額	1億817万2千円	1億345万7千円
	対象者1人当たりの平均支給年額	26万1千円	25万円
住居手当	支給総額	5,641万7千円	5,428万2千円
	対象者1人当たりの平均支給年額	28万8千円	29万8千円
通勤手当	支給総額	8,273万7千円	8,174万3千円
	対象者1人当たりの平均支給年額	13万9千円	13万1千円
期末・勤勉手当 ※平成30年度は4.45月分、平成29年度は4.40月分。	支給総額	12億9,988万1千円	12億8,523万9千円
	職員1人当たりの平均支給年額	151万3千円	147万4千円
時間外勤務手当	支給総額	4億1,770万8千円	3億826万1千円
	職員1人当たりの平均支給年額	54万円	39万7千円
退職手当	定年職員平均支給額	2,091万3千円	2,184万3千円



加入者みんなで支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに安心して医療などを受けるための制度です。

医療費と介護費用が
高額になったら
〜高額介護合算療養費〜

国保と介護保険で支払った金額の合計額が、表1の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた額が支給されます。

対象期間 平成30年8月1日〜令和元年7月31日

今年7月末時点で国保の資格がある人

※対象世帯には、来年2〜3月ごろに案内文書を送付します。

※対象期間中に医療保険の種類が変わった人は、案内文書が届かなくても支給対象になる場合があります。詳しくは保険医療課へ問い合わせてください。

◆あんなとき・こんなとき

柔道整復(整骨院など)・鍼灸・マッサージにかかるとき

これらの施術を受けるとき、保険証が使えるのは次の場合に限られます。

- ① 柔道整復：打撲、ねんざ、脱臼など外傷性のけがのとき
- ② 鍼灸：慢性病(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰

表1 医療費と介護費用で合算した場合の自己負担限度額(年額・世帯ごと)

年齢	所得区分	対象者	自己負担限度額	
70歳未満	上位所得者	基礎控除後の総所得金額等が、世帯の国保被保険者全員の合計で901万円を超える世帯の人。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。	212万円	
		総所得金額等が600万円超901万円以下の世帯の人	141万円	
	一般	住民税の課税世帯で、総所得金額等が210万円超600万円以下の世帯の人	67万円	
		総所得金額等が210万円以下の世帯の人	60万円	
	住民税非課税世帯	世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯の人	34万円	
70~74歳	現役並み所得者Ⅲ	自己負担の割合が3割の人	住民税課税所得が690万円以上	212万円
	現役並み所得者Ⅱ		住民税課税所得が380万円以上	141万円
	現役並み所得者Ⅰ		住民税課税所得が145万円以上	67万円
	一般	住民税が課税されている世帯で現役並み所得者以外の人	56万円	
	低所得者Ⅱ	世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯の人(低所得者Ⅰ以外)	31万円	
	低所得者Ⅰ	世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯で、各所得が必要経費・控除(年金の控除額は80万円)を差し引いたときに0円になる世帯の人	19万円	

※所得区分は、今年7月31日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

痛症、頸椎捻挫後遺症などで医師の同意があるとき

③ マッサージ：筋麻痺、関節拘縮など医療上必要と医師が認めるとき

※ただし、柔道整復や鍼灸は、医療機関で同じ時期に同じ疾患

で治療や薬の処方を受けている場合、保険は適用されません。施術所の先生の質問には正しく答えてください。

※施術内容や医療機関での治療などについて、調査を行うことがあります。

が

交通事故にあつたとき
〜第三者行為による届け出〜

交通事故など、第三者の行為

によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れ

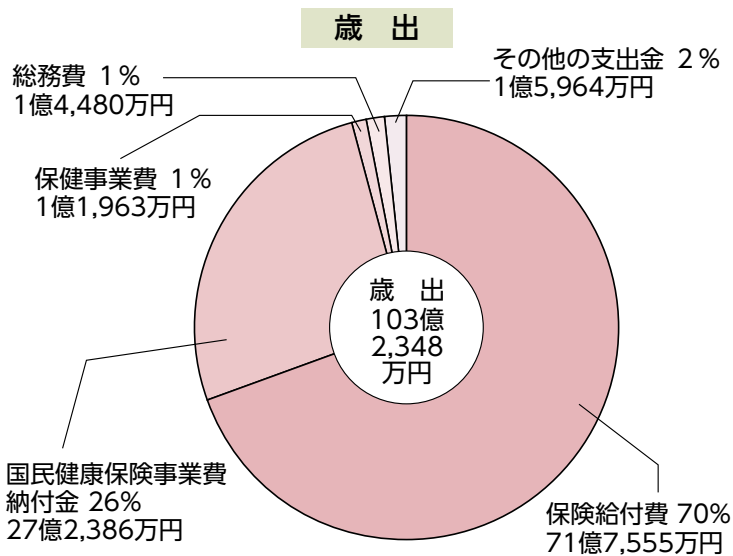
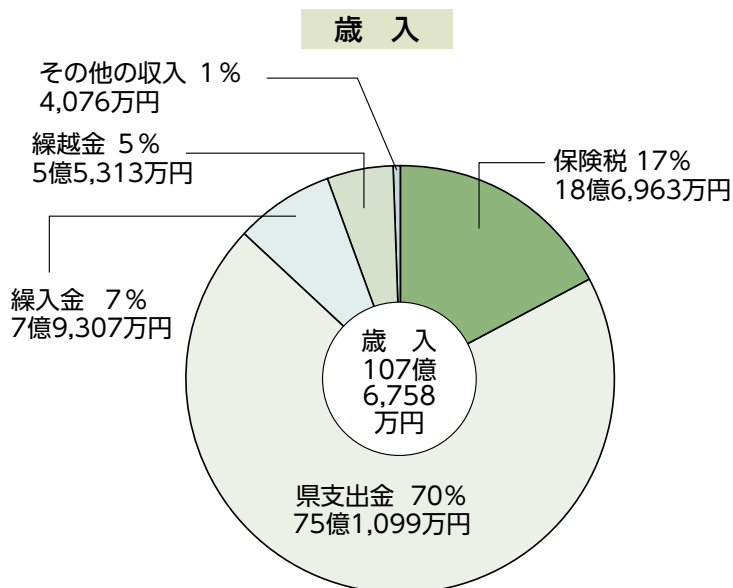


国保だより

平成30年度の国保会計決算

平成30年度は約4億4,400万円の黒字でしたが、前年度からの繰越金を差し引いた単年度の収支としては約1億1千万円の赤字となりました。

黒字額は平成31年度に繰り越し、国・県交付金などの精算返還金や平成31年度予算での基金繰り入れの解消などに使います。



たときは、いったん保険証を使って医療機関にかかることができます。その場合は次のことに注意してください。

- ・事故の程度に関わらず、警察へ届け出てください
- ・保険医療課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出してください
- ・相手(加害者)から治療費を受け取ったり、市に無断で示談を済ませたりしないでください

医療費の支払いが「一時的に、著しく苦しくなったとき」一部負担金減免の届け出を

次の①～③の特別な理由で、入院費などの医療費を支払うのが困難な場合、申請すれば支払う医療費が3カ月間軽減、免除または徴収猶予されることがあります。特別な理由に係る事実が発生した月から6カ月以内に申請が必要です。まずは保険医療課に相談してください。

- ①地震、火災などの災害により、心身や資産などに重大な損害が生じたとき
- ②事業の休廃止または倒産により、収入が前年の2分の1以下に減少したとき
- ③千ばつ・冷害などの災害により、収入が前年の2分の1以下に減少したとき
- 申請場所 保険医療課
- ※②③は前年と今年の収入が分かる物が必要。

☎ 0848-676050
 国保医療課(市役所本庁1階)

ジェネリック(後発)医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に医療費(自己負担)の削減が見込める人へ通知しています。

●平成30年度 削減効果額
 1億5,408万8,513円

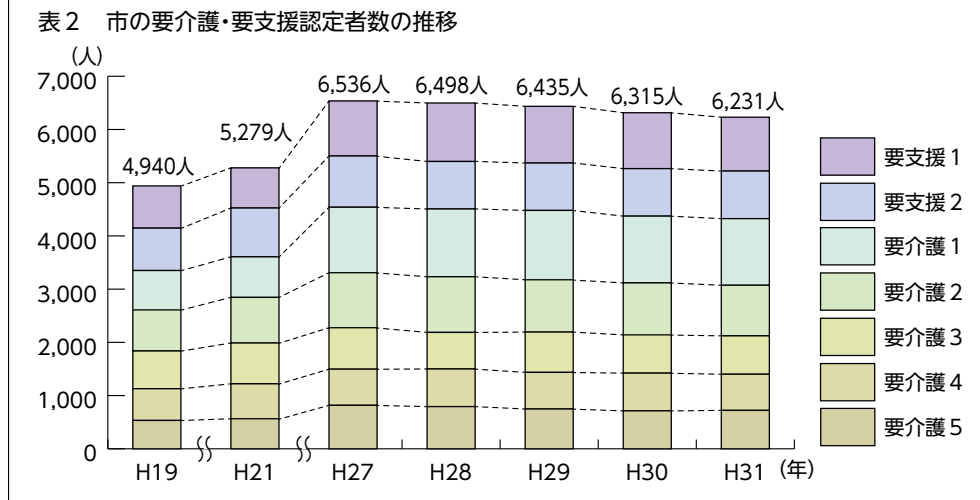
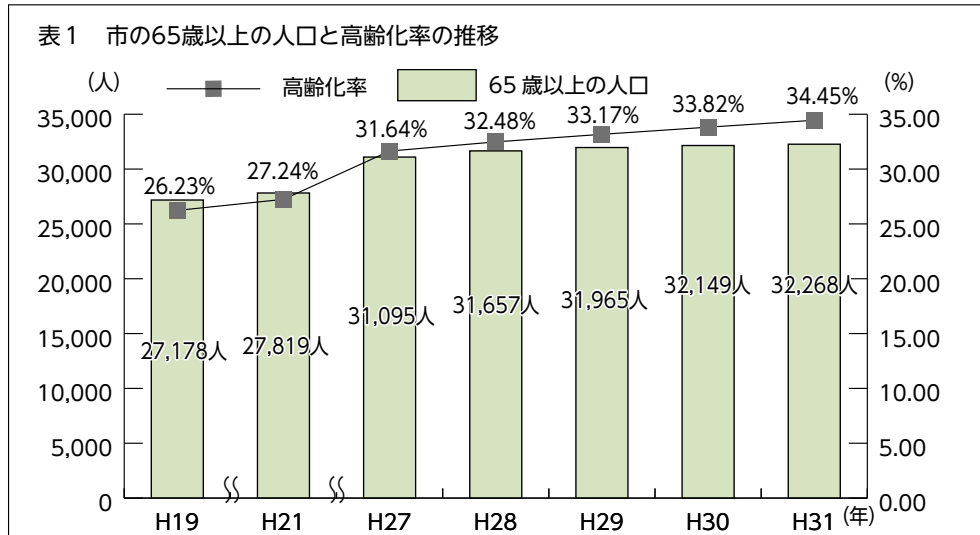


みんなで支えています。介護保険

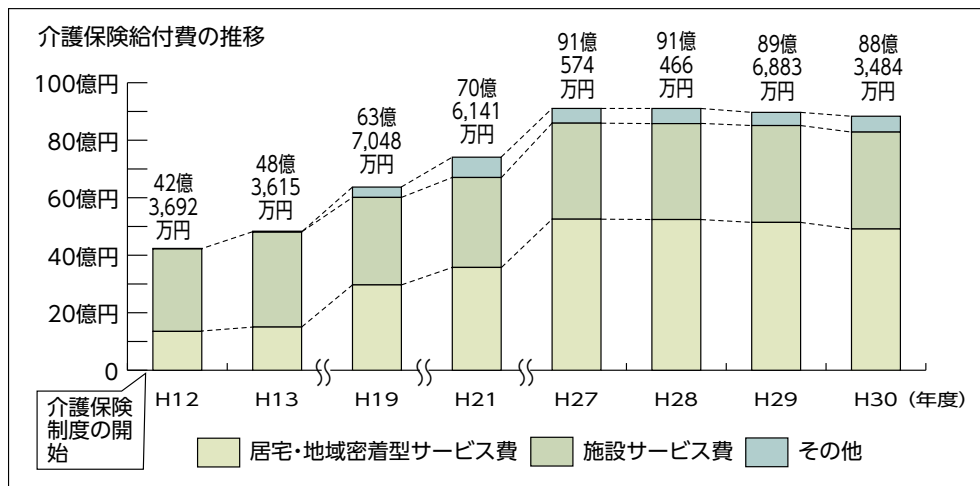
介護保険は加齢や病気などで、入浴や食事などの介護、機能訓練や看護などの医療が必要となった人に福祉・医療サービスを提供し、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるように、社会全体で支え合う制度です。

この制度を運営するための費用は、半分を公費(国25%、県12.5%、市12.5%)で負担し、残り半分を40歳以上の人(40～64歳が27%、65歳以上が23%)が保険料として負担しています。

65歳以上の人口と要介護認定者数の推移



市の65歳以上の人口は平成31年3月末現在、32,268人です。高齢化率(全人口に占める65歳以上の人口の割合)は34.45%で、市民の約3人に1人が65歳以上となっています。(表1)
また、要介護・要支援認定者数は6,231人です。(表2)



近年、介護保険給付費は減少傾向にありますが、平成30年度の介護保険給付費は、介護保険制度が始まった平成12年度に比べると2.1倍に増えています。特に、自宅での介護サービスにかかる居宅・地域密着型サービス費は3.8倍に増加しています。

介護保険給付費の推移



介護保険だより

介護保険サービスの利用には 要介護・要支援認定が必要です

要介護・要支援認定とは、被保険者の心身の状況などを踏まえ、要介護度とその有効期間を認定するものです。

●申請からサービス利用までの手順

①要介護・要支援認定の申請
市役所本庁または各支所で認定申請をします。申請時に、介護保険証と主治医意見書(持っている場合)を提出します。

申請は居宅介護支援事業所や高齢者相談センターなどに代行してもらうことができます。

②訪問調査
調査員が自宅や施設、病院を訪問し、本人や家族から聞き取り調査を行います。

③審査・判定
訪問調査の結果と主治医意見書を基に、介護認定審査会で要介護度と有効期間を認定します。

④認定結果の通知
原則として申請から30日以内に認定結果が通知されます。

⑤サービスの選択
要支援1・2の人は、介護予防

サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。

要介護1・5の人は、居宅サービスまたは施設サービスが利用できます。

⑥ケアプランの作成依頼

ケアマネジャーなどに本人の希望や状態に応じた「介護サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)」の作成を依頼します。

⑦サービスの利用

サービス提供事業者と契約を結び、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

原則として費用の1〜3割を利用者が負担します。

⑧更新の申請

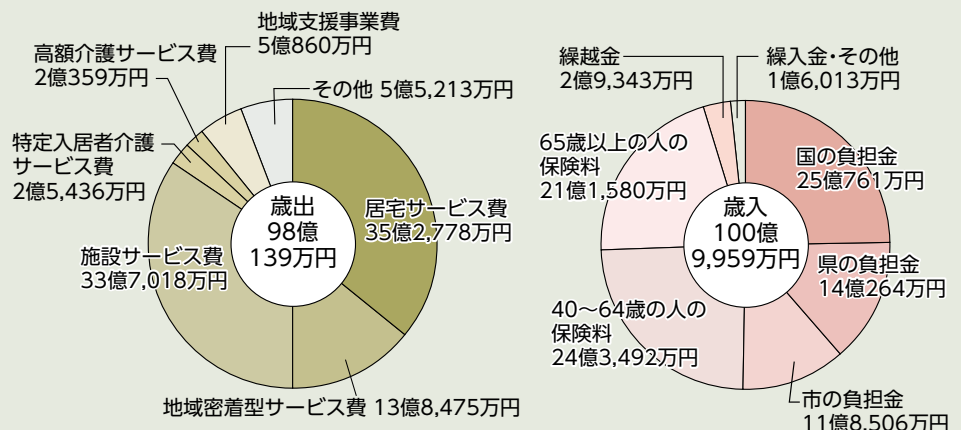
引き続きサービスを利用する場合は、有効期間が終了する前に更新申請をします。有効期間が終了する60日前から申請できます。

※認定期間中に、心身の状況が改善・悪化し、必要とする介護サービスが変化したときは、変更申請ができます(区分変更申請)。

平成30年度の決算状況

平成30年度に介護サービスを利用した人は延べ60,442人で、介護給付費は歳出総額の約85%を占めています。

歳出のうち「その他」の5億5,213万円には、要介護認定にかかる費用などを含む総務費1億5,523万円のほか、審査支払手数料660万円が含まれます。



※平成30年度三原市介護保険特別会計決算書による。

介護の資格を取得しませんか 研修受講料の一部を助成します

市では介護職員初任者研修課程などの研修を受講し、資格を取得した人へ、受講料の一部を助成しています。

※研修終了日または資格取得日から継続して6カ月以上、市内の指定事業所に勤務した人に限ります。詳しくは問い合わせ

ください。

対象となる研修

- ①介護職員初任者研修課程
- ②介護福祉士、介護支援専門員の資格取得のための研修

高齢者福祉課

☎0848・676240



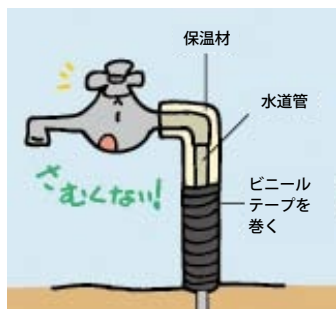
水道管を凍結から守って

水道管が凍結すると、水が出なくなったり、管が破裂したりすることがあります。寒さが厳しくなる前に、凍結を防ぐための対策をしましょう。

●水道管の凍結を防ぐには

メーターボックスの中に、布や新聞紙などを入れたビニール袋を入れて保温しましょう。

露出した水道管にはビニールテープで保温材(布や毛布でも可)を巻き付けましょう。



●水道管が凍結してしまったら

タオルなどの布をかぶせた上から、ぬるま湯をゆっくりかけて溶かしましょう。急に熱湯をかけると蛇口や水道管が破裂することがあります。

●蛇口や水道管が破裂したら

止水栓を閉め、指定工事業者に修理を依頼してください。

☎水道部工務配水課 ☎0848・64・2294

みんなの男女共同参画講演会 **入場料無料**

RCCテレビ「街頭TV 出没! ひな壇団」に出演中のフリーアナウンサー久保田夏菜さんを講師に招き、男女共同参画講演会を開催します。

時 14日(土)13時30分~15時

所 市民福祉会館5階

演 題 これが、わたしの使命だから

定 150人(申し込み不要)



▲久保田 夏菜さん

☎人権推進課 ☎0848・67・6044

人権講演会を開催します 12月10日は世界人権デー

入場料無料

全ての人々が尊重され、互いに共存できる平和で豊かな社会の実現をめざし、市内の各人権文化センターで人権講演会を開催します。

大和会場:大和人権文化センター

時 7日(土)10時~11時30分

演 題 今日の差別の実態と部落差別解消推進法の意義

講 師 NPO法人ゆにばー
さる理事 やましたますみ 山下真澄さん

※講演後にそば打ち教室の皆さんが打った打ち立てのそばの試食があります。

定 50人(申し込み不要)

☎大和人権文化センター(☎0847・33・1308)



▲山下真澄さん

本郷会場:本郷人権文化センター

時 17日(火)13時30分~15時30分

演 題 国内の人権状況と部落差別の現実

講 師 世界人権宣言の実現を求める広島県実行委員会事務局次長 しばうちりのあき 芝内則明さん

※講演前にオカリナ同好会・心音の皆さんによる演奏があります。

定 50人(申し込み不要)

☎本郷人権文化センター(☎0848・86・3333)



▲芝内則明さん

三原会場:人権文化センター(長谷一丁目)

時 23日(月)19時~20時30分

演 題 ソウルからの風 -韓国から見た日本-

講 師 元教師 つづき すみえ 都築 寿美枝さん

定 50人(申し込み不要)

☎人権文化センター(☎0848・66・1111)



▲都築 寿美枝さん